

コスモスフェスティバルフォトコンテスト応募要項

テーマ

『コスモスフェスティバル』

第21回コスモスフェスティバルを題材とし、鴻巣のことがもっと好きになれるような作品。

撮影場所

第21回コスモスフェスティバル会場付近（コスモス畑周辺含む）

応募資格

特に資格はありません。どなたでも応募できます。

写真部門

作品規格	<ul style="list-style-type: none">・JPEG形式・画像データサイズは300万画素以上、・カラー、モノクロどちらでも可。
応募方法	<p>・メール、郵送または持参で提出してください。所定の事項を記入した応募票も添付してください。</p> <p>【メールで応募】下記アドレスに送信してください。 鴻巣市商工観光課代表メール kanko@city.kunosu.saitama.jp ※受信サイズ上限が10MB程度です。大きい場合は郵送で応募してください。メールのタイトルは必ず「コスモスフェスティバルフォトコンテスト応募」としてください。</p> <p>【郵送または持参で応募】下記住所にご郵送してください。 ※DVD-RもしくはCD-Rにデータと応募票を入れて提出してください。DVD-R等は返却しません。（応募規約に一部例外があります） 〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所 商工観光課 「コスモスフェスティバルフォトコンテスト」係</p>

応募点数

お一人3枚を上限とさせていただきます。応募写真については、令和元年に撮影した写真に限ります。なお、『コスモスフェスティバルフォトコンテスト応募要項』と『応募票』は、鴻巣市ホームページに掲載してあります。

応募期間

令和元年10月15日（火）から令和元年11月5日（火）※当日消印有効

応募条件

- ・応募の作品は、未発表（他のコンテスト等へ応募していない作品）で応募者が撮影したものに限り
ます。
- ・過度な画像加工を行っていないものに限り（建物などを消す、過度の色の変更など。ただし、
自然な濃度や色味の調整などは可能とします。）

賞 品

- 1位 QUOカード 10,000円（1名）
- 2位 QUOカード 5,000円（2名）
- 3位 QUOカード 2,000円（3名）

結果発表

入賞者の方のみ電話連絡またはメールにてお知らせします。

応募規約

- 「コスモスフェスティバルフォトコンテスト」に応募の方は、以下をよくお読みいただき、同意の上応募してください。応募された場合は、応募規約に同意したものとみなします。
- ・未成年者の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。
- ・ご応募は、国外在住者でも可能ですが、賞品を日本国内で受け渡しができる方に限ります。なお、コンテストの手続きに関して用いる言語は、日本語とします。
- ・入賞の権利は譲渡できません。
- ・審査員、審査方法、審査結果についてのお問合せにはお答えできません。
- ・応募いただいた作品（入賞作品以外）は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。
- ・入賞作品は、鴻巣市ホームページ、観光パンフレット、ポスター、観光PRなど鴻巣市の魅力を広く発信する目的で使用されるものへ使用させていただくことがあります。
- ・入賞作品の撮影原板（フィルム）またはデジタルデータは2年程度を限度にお預かりして、広報活動などに使用し、使用期間満了後、撮影者（入賞者）に返却します。
- ・人物を主題にした作品の場合は、了解を得てください。
- ・応募された写真で肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、当実行委員会及び市は、一切責任を負いません。なお、第三者から権利侵害の申し出があった場合は、応募者に確認をとる場合があります。
- ・写真の掲載に関して、第三者との間で紛争が生じた場合は、応募者は応募者の責任と費用により当該紛争を解決するものとします。
- ・著作権に違反する写真、公序良俗に反する写真、他人のプライバシーを侵害する写真が投稿された場合は無効とさせていただきます。
- ・インターネット通信料・接続料及び郵送料等のコンテスト応募に関わる費用は、応募者の負担となります。
- ・個人情報については、本フォトコンテストに関連する業務以外では使用しません。
- ・当実行委員会のやむを得ない都合により、応募期間や賞品内容の変更、またコンテストの中止・中断をする場合があります。そのときは、鴻巣市ホームページにてお知らせします。
- ・本フォトコンテストに参加したこと、または入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立てについて、当実行委員会及び市は、一切責任を負いません。

禁止事項

- ・応募規約に違反する行為。
- ・本コンテストの運営を妨害する行為。
- ・他人の名誉、社会的信用を毀損する行為。
- ・他人のプライバシー、肖像権を侵害する行為。
- ・他人の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- ・他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為。
- ・他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為。
- ・営利を目的とした情報提供、広告宣伝または勧誘行為。

- ・他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を応募する行為。
- ・本コンテストのサーバーに過度の負担を及ぼす行為。
- ・法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為。
- ・わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを応募する行為。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）による応募。
- ・公序良俗、一般常識に反する行為。
- ・その他上記に準ずる行為。

問い合わせ先 鴻巣市環境経済部商工観光課
電話 048-541-1321（内線3100）